

(1) 海外における入札・契約制度について

海外建設プロジェクトにおける主な課題

海外建設プロジェクトの課題に対する対応

平成21年5月、海外建設プロジェクトにおける課題、対応方策に関する本邦企業からの相談窓口として、国土交通省内に「海外建設ホットライン」を開設

「海外建設ホットライン」に寄せられた主な相談

- ① 出来高査定や支払が遅れる
- ② 価格調整(エスカレーション)に係る費用増が認められない
- ③ 追加工事に係る費用増が認められない
- ④ 工期延長やそれに伴う費用増が認められない
- ⑤ 上記②～④の費用増が認められても、支払が遅れる
- ⑥ 用地買収や地下埋設物移転等が行われていない
- ⑦ 相手国政府等の監督・検査など事業監理能力が不足している
- ⑧ 設計条件と現場条件が乖離していても、明確な指示がなされない

主な要因

発注者側には、契約内容や技術的内容に対する理解不足、用地買収の遅延等の課題が存在
⇒ 外務省等と連携した相手国政府への働きかけや、専門家紹介等のサポートを実施中

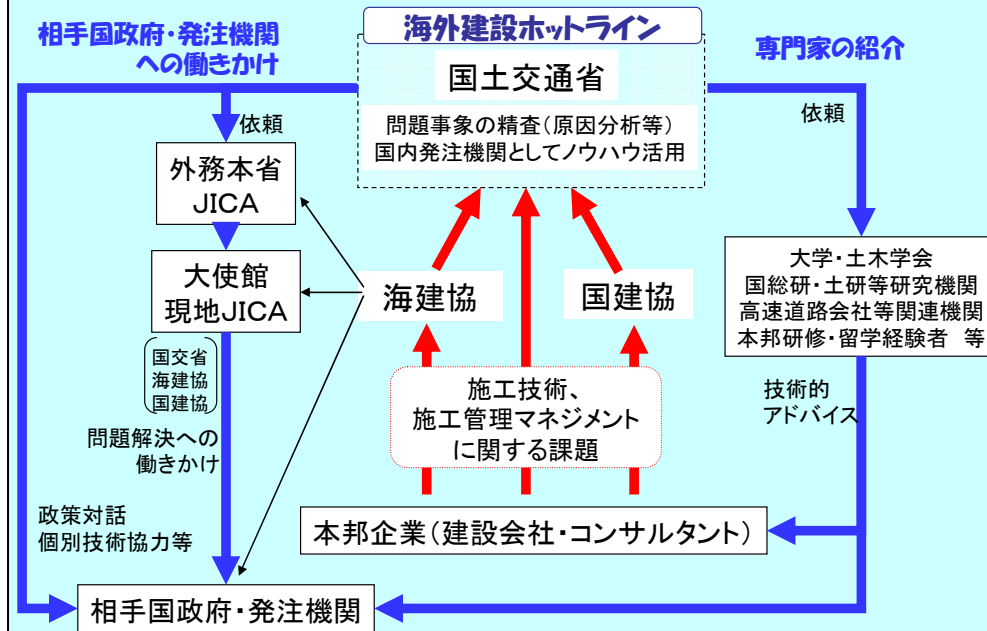
本邦企業側にも、文書による指示なしで追加工事を行う、クレーム書類に不備がある、クレームを定められた期間内に行わないなど、契約に基づく書面でのやり取りが徹底されていないという課題が存在

「海外建設ホットライン」について（参考）

- ◆平成21年5月、海外建設プロジェクトにおける施工技術、施工管理マネジメントへの課題、対応方策に関する建設企業、コンサルタントからの相談窓口として、国土交通省内に「海外建設ホットライン」を開設。
- ◆「海外建設ホットライン」には既に企業から多くの相談が寄せられ、国内発注機関としてのノウハウも活用して問題事象を精査し、外務省等と連携した相手国政府への働きかけや、専門家の紹介等のサポートを実施しているところ。

「海外建設ホットライン」の概要

開設日：平成21年5月19日
 相談窓口：国土交通省国際建設推進室



対応例① 相手国政府・発注機関への働きかけ

- 課題
 - ・ベトナムの道路工事において、発注者が工事着手前に行うべき用地買収、埋設物処理が未対応
 - ・上記に伴う工期延長、追加費用負担の協議が難航
- 国土交通省の対応
 - ・ベトナムの他の事例を調査し課題の原因を整理
 - ・外務省等と協議し、関係機関が連携して会議の場において相手国政府に働きかけ
- 現時点の成果
 - ・現地における関係者間の協議が以前よりも活性化し、本邦企業の意見に対する理解も増加

対応例② 専門家の紹介

- 課題
 - ・スリランカの道路工事において、法面崩壊が発生
- 国土交通省の対応
 - ・現地JICA専門家から情報収集するとともに、発注者や受注者への技術的アドバイスを依頼
 - ・外務省等と協議し、相手国政府に働きかけ
- 現時点の成果
 - ・関係者間で問題解決の必要性が共有され、現地における関係者間の協議が以前よりも活性化

国際建設プロジェクトの契約約款(土木、公共工事系)

1. FIDICレッドブック

FIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)が作成。世界銀行など国際金融機関や日本の円借款事業の契約約款として採用されてきたことから、途上国を始めとする数多くの国際建設プロジェクトの契約に使用。

1987年版、1999年版、世界銀行、アジア開発銀行など9つの国際金融機関が標準入札書類において採用したMDB版(Multilateral Development Bank) Harmonized Editionがある。

2. FIDIC以外の契約約款

1) 英国の約款:ICE約款

英国の土木学会(Institution of Civil Engineers: ICE)が発行している土木工事標準契約約款。英国、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、インド、パキスタン、南アフリカ等で使用されたり、その国の契約約款の起源になっている。

2) 米国の約款:FAR約款、AGC約款

FAR約款:連邦調達庁、国防総省、航空宇宙局の3者が合同で2005年に発行した連邦調達規則(Federal Acquisition Regulation: FAR)約款

AGC約款:米国建設業協会(Associated General Contractors of America)発行の標準約款

3) その他

ドイツ:VOB約款 フランス:CCAG約款(FIDICに倣って作成)

国内公共工事請負契約約款とFIDIC国際工事請負契約約款の主な違い

	国内公共工事標準請負契約約款	FIDIC「建設工事の契約条件書」(1999)
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ・総価契約 ・内訳書を提出 ・(直轄事業では、H22.4より一般土木工事等において、「総価契約単価合意方式」を適用。総価契約後に単価合意を原則実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・数量精算契約 ・入札時に各工種項目毎に単価を記入した数量明細書を提出
代金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払、(出来高)部分払、残金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・月次出来高払い
エンジニア	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、契約に基づき、委譲された義務を遂行するエンジニアを任命 ・エンジニアが権限を行使する前に発注者の承認を得る必要がある場合、その要件は特記条件に記載 ・エンジニアは請負者に必要な指示を出すこと、追加または修正図面を発行することができる。
監督・検査	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジニアが実施
設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は設計図書を変更することができる。 ・発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジニアは、請負者に対し指示または提案書提出の要求により変更を発動することができる。
工期の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者・受注者協議 ・協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者は、以下の理由のいずれかによって遅延する場合、クレームによって完成期限を延長する権利を有するものとする。(理由は省略)
請負代金額の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・場合により、発注者・受注者協議、または、内訳書記載の単価を基礎として定める。 ・協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 	
クレーム		<ul style="list-style-type: none"> ・請負者は、完成期限の延長、追加支払いについてエンジニアに通知 ・エンジニアはクレームの承認、不承認を回答
紛争の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・調停人又は建設工事紛争審査会によるあっせん、調停又は仲裁 	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争裁定委員会(DAB)による裁定 ・国際仲裁

※FIDIC: Federation Internationale des Ingenieurs-Conseils

※ DAB: Dispute Adjudication Board